

電気個別要綱

(C D 業務用休日平日別電力A)

I 業務用電力

料金は、次のとおりといたします。

1 料金区分

この料金表における季節区分および曜日区分は、次のとおりといたします。

(1) 季節区分

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 曜日区分

イ 休日扱い日

休日扱い日とは、次の日をいいます。

土曜日および別表（休日等）に定める日

ロ 平 日

休日扱い日以外の日をいいます。

2 料 金

基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の季節別・曜日別の使用電力量によって算定することとし、休日扱い日に使用された電力量には休日料金を、夏季の平日に使用された電力量には夏季の平日料金を、その他季の平日に使用された電力量にはその他季の平日料金をそれぞれ適用いたします。

基本料金	電力量料金			
	休日料金		平日料金	
	夏季	その他季	夏季	その他季
契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左	同左	同左
契約書類に記載の通り	同左	同左	同左	同左

Ⅱ 業務用自家発補給電力

基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量により、Ⅰ（業務用電力）Ⅱ（料金）に準じて算定いたします。

基本料金	電力量料金			
	休日料金		平日料金	
	夏季	その他季	夏季	その他季
契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左	同左	同左
契約書類に記載の通り	同左	同左	同左	同左

Ⅲ 予 備 電 力

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、次のとおりといたします。

また、電力量料金は、その1月の使用電力量により、Ⅰ（業務用電力）Ⅱ（料金）に準じて、次のとおりとし、常時供給分とあわせて算定いたします。

	基本料金	電力量料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき
予備線の場合	契約書類に記載の通り	同左
予備電源の場合	契約書類に記載の通り	同左

附 則

1 実施 期 日

この個別要綱は、2019年10月 1 日から実施いたします。

2 この個別要綱の実施にともなう切替措置

- (1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月 1 日より前であって、2019年10月 1 日から同月31日までの間に実施された検針により計量および算定された使用電力量にもとづいて算定される料金については、消費税率（消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。）を8パーセントとして算定いたします。
- (2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月 1 日より前であって、2019年11月 1 日以降に実施された検針により計量および算定された使用電力量にもとづいて算定される料金については、次の算式により算定いたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} \text{料金}^{※1} = & \text{(イ) 消費税率を8パーセントとして算定した料金}^{※2} \times \alpha \\ & + \text{(ロ) 消費税率を10パーセントとして算定した料金}^{※3} \times (1 - \alpha) \end{aligned}$$

※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。

※2 (イ)の料金の算定上、基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価については、消費税率8パーセントの単価を適用いたします。

※3 (ロ)の料金の算定上、基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価については、消費税率10パーセントの単価を適用いたします。

(備 考)

α = 前回確定日*から起算して2019年10月31日までの期間の月数** / 前回確定日*から起算して2019年10月 1 日以後最初の検針日の前日までの期間の月数**

* 前回確定日とは、2019年 9 月30日以前の検針日のうち最後のもの（検針日がない場合は新たに電気の使用を開始した日）をいいます。

** 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは1月といたします。

別表（休日等）

休日等とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。